

号外第7 (令和3年6月8日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

	頁
[条例]	
△ 横浜市手数料条例の一部を改正する条例【市民局窓口サービス課】	2
△ 横浜市市税条例等の一部を改正する条例【財政局税制課】	3
△ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例【市民局市民協働推進課】	8
△ 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例【市民局市民協働推進課】	9
△ 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例【市民局市民協働推進課】	11
△ 横浜市印鑑条例の一部を改正する条例【市民局窓口サービス課】	12
△ 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例【こども青少年局保育・教育運営課】	13
△ 横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局生活支援課】	16
△ 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例【健康福祉局障害施策推進課】	18
△ 横浜市公園条例の一部を改正する条例【環境創造局公園緑地管理課】	26
△ 横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例【建築局市営住宅課】	27
△ 横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例【消防局消防団課】	28
△ 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会条例を廃止する条例【都市整備局国際園芸博覧会推進課】	29

条 例

横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 3 年 6 月 8 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 24 号

横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 手 数 料 条 例 （ 平 成 12 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 32 号 ） の 一 部 を 次
の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 の 見 出 し を 削 り 、 同 条 の 前 に 見 出 し と し て 「 （ 手 数 料 ） 」
を 付 す る 。

第 8 条 を 第 9 条 と し 、 第 7 条 を 第 8 条 と し 、 第 6 条 中 「 規 定 す る
手 数 料 」 の 次 に 「 （ 第 3 条 の 規 定 に よ り 加 算 し た 額 を 含 む 。 ） 」 を
加 え 、 同 条 を 第 7 条 と し 、 第 5 条 を 第 6 条 と し 、 第 4 条 中 「 す べ て
」 を 「 全 て 」 に 、 「 前 2 条 」 を 「 前 3 条 」 に 改 め 、 同 条 を 第 5 条 と
し 、 第 3 条 を 第 4 条 と し 、 第 2 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る 。

第 3 条 前 条 の 規 定 に か か わ ら ず 、 謄 本 、 抄 本 、 証 明 書 そ の 他 の 書
類 を 郵 便 等 に よ り 送 付 す る 場 合 の 手 数 料 は 、 同 条 各 号 に 定 め る 額
に 郵 便 料 金 そ の 他 の 送 付 に 要 す る 費 用 に 相 当 す る 額 を 加 算 し た 額
と す る こ と が で き る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月8日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第25号

横浜市市税条例等の一部を改正する条例

(横浜市市税条例の一部改正)

第1条 横浜市市税条例(昭和25年8月横浜市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第23条中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この条及び第26条において同じ。)」を加える。

第34条の3第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法(法第317条の3の2第4項に規定する電磁的方法をいう。以下この節において同じ。)による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受け取ることができる措置を講じていることその他の同項の規定に基づく政令で定める要件を満たす」に、「法第317条の3の2第4項」を「同項」に改め、「(同項に規定する電磁的方法をいう。次条第4項において同じ。)」を削る。

第34条の4第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受け取ることができる措置を講じていることその他の法第317条の3の3第4項の規定に基づく政令で定める要件を満たす」に、「法第317条の3の3第4項」を「同項」に改める。

第40条の7中「申告書」の次に「(以下「退職所得申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された時に市長に提出されたものとみなす。
- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受け取ることができる措置を講じていることその他の法第328条の7第3項の規定に基づく政令で定める要件を満たす場合には、同項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

附則第9条第1項中「第8項、第19項、第30項、第34項、第38項、第39項並びに第41項」を「第16項、第27項、第30項、第34項並びに第35項」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項を削り、同条中第13項を第11項とする。

附則第13条の5第3号中「附則第12条第30項各号」を「附則第12条第23項各号」に改める。

附則第17条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用の対象となる3輪以上のガソリン軽自動車に対する第73条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用の対象となる3輪以上のガソリン軽自動車に対する第73条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第18条第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

第2条 横浜市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第9条中第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、6分の1とする。

第3条 横浜市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項中「、第63条第1項又は第64条」を「又は第63条第1項」に改め、同条第12項を削る。

(横浜市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 横浜市市税条例等の一部を改正する条例(令和2年9月横浜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、横浜市市税条例第33条の6第7項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第8項の改正規定中「第321条の8第54項」を「第321条の8第62項」に改め、同条第10項の改正規定中「第321条の8第56項後段」を「第321条の8第64項後段」に改め、同条第11項の改正規定中「第321条の8第57項」を「第321条の8第65項」に改め、同条第12項の改正規定中「第321条の8第63項」を「第321条の8第71項」に改め、同条第13項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69

項」に改める。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条の規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日
 - (2) 第3条の規定及び附則第8項の規定 令和5年4月1日
 - (3) 第1条中横浜市市税条例（以下「市税条例」という。）第23条及び第34条の4第1項の改正規定並びに次項の規定 令和6年1月1日

(市 民 税 に 関 す る 経 過 措 置)
- 2 前項第3号に掲げる規定による改正後の市税条例第23条及び第34条の4第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第34条の3第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）第34条の3第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 4 新条例第34条の4第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第34条の3第4項に規定する電磁的方法による新条例第34条の4第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第34条の3第4項に規定する電磁的方法による旧条例第34条の4第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固 定 資 産 税 に 関 す る 経 過 措 置)
- 5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された旧条例附則第9条第4項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 旧条例附則第9条第12項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「改正法」という。）附則第

12条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる固定資産税については、なおその効力を有する。

- 8 第3条の規定による改正前の市税条例附則第9条第12項の規定は、改正法附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる固定資産税については、なおその効力を有する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 9 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による

。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月8日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第26号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
特定非営利活動促進法施行条例（平成24年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「公告及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第4条中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第9条第2項及び第19条第2項中「公告及び」を削り、「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第26条中「（法第54条第2項第2号に掲げる書類にあっては、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その旨を記載した書類）」を削る。

第34条第1項中「第52条第4項及び」の次に「第5項並びに」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。

（公告に関する経過措置）

2 この条例による改正後の特定非営利活動促進法施行条例（以下「新条例」という。）第3条（新条例第9条第2項及び第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項、第25条第3項又は第34条第3項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこれらの規定の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

（書類の提出に関する経過措置）

3 新条例第26条（特定非営利活動促進法施行条例第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月8日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 27 号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年6月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第314条の7第3項」を「第314条の7第12項」に改め、同条第3項中「横浜市報に公告し、又は」を削り、「利用」の次に「その他の規則で定める方法」を、「書類」の次に「（同項第1号に掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）（第2号において「特定添付書類」という。）」を加え、「1月間」を「2週間」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 特定添付書類に記載された事項

第3条に次の1項を加える。

4 前項の規定による公表は、指定があったとき又は次条第1項の規定による指定のために必要な手続を行わないことを決定したとき若しくは指定がなされないこととなったときまでの間、行うものとする。

第4条第1項第6号中「これ」を「当該書類（これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

第5条中「第314条の7第3項」を「第314条の7第12項」に改める。

第10条に次の1項を加える。

4 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において同項に規定する書類を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第12条に次の1項を加える。

8 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において同項に規定する書類を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第13条第1項中「事業報告書等及び前条第2項各号に掲げる書類（当該指定特定非営利活動法人が横浜市認証法人である場合にあっては、同項各号に掲げる書類）を」を「横浜市認証法人である場合にあっては前条第2項各号に掲げる書類（資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。以下この項において同じ。）を、横浜市認証法人以外である場合にあっては事業報告書等及び同項各号に掲げる書類を、それぞれ」に改める。

第14条中「これ」を「これらの書類（これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。ただし、第3条第1項及び第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

（指定の申出等に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第1項の申出書の提出があった場合について適用し、施行日前に同項の申出書の提出があった場合については、なお従前の例による。

（書類の提出に関する経過措置）

- 3 新条例第13条第1項の規定は、指定特定非営利活動法人が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、指定特定非営利活動法人が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月8日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第28号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人ワーカーズわくわくの項を削る。
附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表特定非営利活動法人ワーカーズわくわくの項の規定は、この規定に規定する特定非営利活動法人に対して同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

横浜市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月8日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第29号

横浜市印鑑条例の一部を改正する条例

横浜市印鑑条例（昭和52年3月横浜市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「平成15年総務省令第120号」の次に「。以下「公的個人認証法施行規則」という。」を加え、「暗証番号（以下）」を「暗証番号（次項及び次条第4号において）」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年12月横浜市条例第67号）第3条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を自ら使用して、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。

第18条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同条第5号中「平成14年法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、同号の次に次の2号を加える。

(6) 前条第4項の場合において、公的個人認証法施行規則第6条第2項に規定する暗証番号が正しく入力されなかったとき。

(7) 前条第4項の場合において、公的個人認証法第3条第1項に規定する署名用電子証明書の効力が失われているとき。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月8日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第30号

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第60号)の一部を次のように改正する。

目次中「第114条」の次に「・第115条」を加える。

第84条第4項ただし書中「児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員」を「第1項各号に掲げる施設又は場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員」に改める。

第114条を第115条とし、第15章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第114条 児童福祉施設においては、記録、作成その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第47号)の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」の次に「・第51条」を加える。

第38条第4号中「場合」の次に「又は乳幼児の保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第50条を第51条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等は、記録、作成その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第3条 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

目次中「第93条」の次に「・第94条」を加える。

第93条を第94条とし、第8章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第93条 指定障害児通所支援事業者等は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第14条第1項（第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の3、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）、第18条（第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の3、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等は、交付、説明、同意その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代え

て、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

（横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第4条 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第62号）の一部を次のように改正する。

目次中「第59条」の次に「・第60条」を加える。

第59条を第60条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第59条 指定障害児入所施設等は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第11条（第58条において準用する場合を含む。）、第15条第1項（第58条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等は、交付、説明、同意その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第1条中横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第84条第4項ただし書の改正規定及び第2条中横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第38条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月8日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第31号

横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）

第9条の2 救護施設等は、利用者の処遇を適切に行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第9条の3 救護施設等は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者の処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第10条に次の1項を加える。

3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第20条第2項中「が発生し、又は」を「及び食中毒が発生し、及び」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の

防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第9条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条第2項（新条例第28条、第35条及び第41条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月8日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第32号

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

目次中「第206条」の次に「・第207条」を加える。

第206条を第207条とし、第17章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第206条 指定障害福祉サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第11条第1項(同条第4項、第44条、第44条の5、第49条、第95条、第95条の6、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の5、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12及び第194条の20において準用する場合を含む。)、第15条(第44条、第44条の5、第49条、第78条、第95条、第95条の6、第110条、第110条の5、第123条、第149条、第149条の5、第159条、第159条の5、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第200条の5、第201条及び第201条の12において準用する場合を含む。)、第54条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)、第104条第1項(第110条の5において準用する場合を含む。)、第198条の3第1項(第201条及び第201条の12において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者は、交付、説明、同意、締結そ

の他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法を用いる。）によることができる。

（横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第65号）の一部を次のように改正する。

目次中「第62条」の次に「・第63条」を加える。

第62条を第63条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第62条 指定障害者支援施設等は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第12条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第16条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等は、交付、説明、同意、締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法を用いる。）によることができる。

附則中第39項を第44項とし、第27項から第38項までを5項ずつ繰り下げ、第26項を第29項とし、同項の次に次の2項を加える。

（運営規程）

30 経過指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、当該提供する就労継続支援A型に係る次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 経過指定障害者支援施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び附則第15項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害の対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項
（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

31 経過指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該経過指定障害者支援施設の運営状況に関し必要な事項として省令の規定により厚生労働大臣が定める事項について、省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

附則第25項中「経過指定障害者支援施設等」を「経過指定障害者支援施設」に改め、同項を附則第28項とし、附則中第24項を第27項とし、第18項から第23項までを3項ずつ繰り下げる。

附則第17項中「附則第19項」を「附則第22項」に改め、同項を附則第20項とし、附則中第16項を第19項とする。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 賃金及び附則第15項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

附則中第14項を第16項とする。

附則第13項中「附則第15項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第15項とし、附則中第12項を第13項とし、同項の次に次の1項を加える。

14 経過指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

附則第11項の次に次の1項を加える。

12 経過指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第66号)の一部を次のように改正する。

目次中「第91条」の次に「・第92条」を加える。

第91条を第92条とし、第10章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第91条 障害福祉サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることがで

きる。

(横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第18条の2の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第19条 地域活動支援センターは、記録、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 地域活動支援センターは、説明、同意その他これらに類する行為(以下この項において「説明等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第16条の2の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第17条 福祉ホームは、記録、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、

磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 福祉ホームは、説明、同意その他これらに類する行為（以下この項において「説明等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

（横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第6条 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第69号）の一部を次のように改正する。

目次中「第46条」の次に「・第47条」を加える。

第6条各号列記以外の部分中「事業」を「施設」に改める。

第46条を第47条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

- 第46条 障害者支援施設は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 障害者支援施設は、交付、説明、同意、締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則中第37項を第41項とし、第27項から第36項までを4項ずつ繰り下げ、第26項を第29項とし、同項の次に次の1項を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

30 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該経過的障害者支援施設の運営状況に関し必要な事項として省令の規定により厚生労働大臣が定める事項について、省令の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

附則中第25項を第28項とし、第18項から第24項までを3項ずつ繰り下げる。

附則第17項中「附則第19項」を「附則第22項」に改め、同項を附則第20項とし、附則中第16項を第19項とする。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第18項とし、附則中第14項を第17項とする。

附則第13項中「附則第9項」を「附則第10項」に、「附則第15項」を「附則第18項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第12項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

附則中第11項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

附則中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

(運営規程)

8 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、当該提供する就労継続支援A型に係る次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1) 経過的障害者支援施設の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 利用定員

(5) 提供する就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

- (6) 提供する就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び附則第 16 項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害の対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定（目次の改正規定及び第 62 条を第 63 条とし、第 4 章中同条の前に 1 条を加える改正規定を除く。）及び第 6 条の規定（目次の改正規定及び第 46 条を第 47 条とし、第 3 章中同条の前に 1 条を加える改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

横浜市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月8日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第33号

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1谷本公園の項中

「

球技場
会議室

」を「

球技場
庭球場
会議室

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の横浜市公園条例の規定に基づく谷本公園の庭球場を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月8日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第34号

横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例

横浜市改良住宅条例（昭和37年3月横浜市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

瀬	ヶ	崎	住	宅
瀬	戸	橋	住	宅

を

」

「

瀬	ヶ	崎	住	宅
---	---	---	---	---

に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月8日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第35号

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「50,000円」を「50,500円」に、「45,000円」を「45,500円」に、「36,000円」を「37,000円」に、「34,000円」を「36,500円」に改める。

別表の2の表中「3,400円」を「7,000円」に、「2,400円」を「3,500円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の規定は、令和3年度以後の年度分の年額報酬及び令和3年4月以後の月分の実績に係る出動報酬について適用する。

旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会条例を
廃止する条例をここに公布する。

令和3年6月8日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第36号

旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員
会条例を廃止する条例

旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会条例（
平成29年3月横浜市条例第12号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。